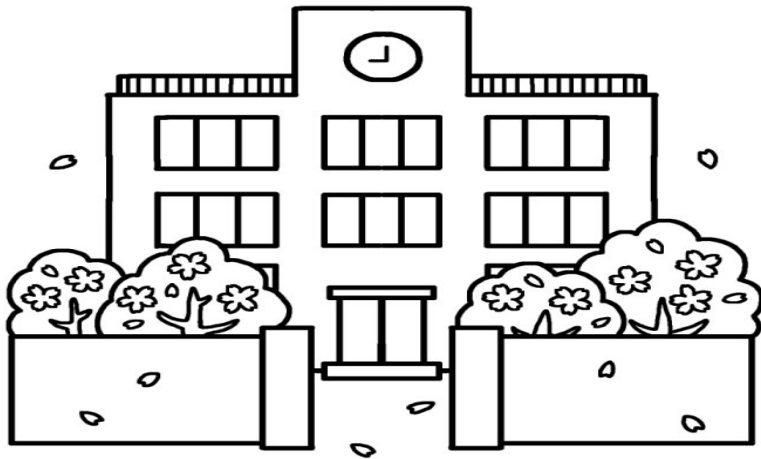


渋谷小学校 P T A



大和市立渋谷小学校

〒242-0023 大和市渋谷 7-10 電話 046-267-3344

やまとしりつしぶやしやうがっこう きやく 大和市立渋谷小学校PTA規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名称と事務所)
この会は大和市立渋谷小学校PTA(父母と教師の会)とい事務所を渋谷小学校内におきます。
- 第 2 条 (会員)
この会の会員はこの学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる人(以下、保護者という)と、この学校に勤務する教職員とします。会員はすべて平等の権利と義務をもちます。
- 第 3 条 (目的と活動)
この会は教育基本法の精神に従って保護者と教職員が協力して、将来をになう子どもの幸せな成長のために努力することを目的とし次のような活動をします。
1. よい保護者、よい教職員となるための学習と研修につとめます。
 2. 教育についての理解を深めよい教育をするため保護者と教職員が手を取り合います。
 3. 学校・家庭・社会が協力して児童の心身の健全な発達のため努力します。
 4. 教育環境や生活環境をよくするために協力し合ったりはたらきかけたりします。
- 第 4 条 (方針)
この会は第3条の目的を達成するために次の方針に従って活動します。
1. この会は自主独立の民主的団体で他の団体機関の支配干渉を受けません。
 2. この会はいずれの政党・宗教・営利団体も支持しません。
 3. この会は学校の管理・運営・人事には干渉しません。
 4. この会は子どもの幸せのために活動する他の諸団体と協力します。
- 第 5 条 (個人情報)の取扱
この会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得・利用・管理については別途定める「大和市立渋谷小学校PTA個人情報取扱規則」に基づき適正に運用します。

第 2 章 機 構

第 6 条 (機関)

この会の目的を遂行するために次のような機関をおきます。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会
4. 常置委員会
5. 学級集会
6. 選出委員会
7. 特別委員会

第 7 条 (総会)

総会は全会員で構成されこの会の最高議決機関です。

1. 総会は定期総会と臨時総会があります。定期総会は年度始めに行われる総会とし、細則に定めるようなことをします。
2. 総会は委任状を含めて会員の5分の1以上の出席で成立します。議決は出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは議長が決めます。
3. 臨時総会は会長または運営委員会が必要と認めた場合と、全会員の7分の1以上の同意で要求された場合に、会長が召集します。

第 8 条 (運営委員会)

運営委員会はこの会の役員、常置委員会の委員長・副委員長、校長、またはそれに代わる人によって構成されます。

1. 運営委員会は少なくとも年8回程度開かれます。会長または委員の半数以上が必要と認めた時にも開くことができます。
2. 運営委員会は細則に定めるようなことをします。
3. 運営委員会は委員の半数以上の出席で成立します。

第 9 条 (役員会)

役員会は、会長・副会長・書記・会計・校長・教頭によって構成されます。

第 10 条 (常置委員会)

1. 学年委員会・・・学級または学年相互の連絡にあたり教育の理解・関心を高めPTA活動の推進にあたります。
2. 広報委員会・・・会報の編集、その他この会の活動を活発にするための広報活動にあたります。
3. 校外委員会・・・児童の校外生活の安全と福祉をはかります。

第 11 条 (学級集会)

学級集会は学級の保護者と教師で構成され、PTA活動の母体となります。

- 第 12 条 (選出委員会)
1. 来年度の会長・副会長・書記・会計・会計監査の各候補を選ぶ委員会です。
2. 候補選出については、一任されます。
- 第 13 条 (特別委員会)
- 特別委員会は運営委員会が必要と認めた時に組織されます。
- 第 14 条 (委員の選出)
- 委員の選出については細則で定めます。

第 3 章 役員

- 第 15 条 (構成)
- この会の役員は次のとおりです。
- | | |
|--------|----------------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2～3名 |
| 3. 書記 | 2～3名 (内1名は教職員) |
| 4. 会計 | 2～3名 (内1名は教職員) |
- 第 16 条 (任期)
- 役員は任期は次年度以降について運営委員会にて承認を得て再選とすることができます。役員については、初年度本部役員・次年度選出委員・会計監査とし、適宜本部役員は補佐として活動します。
- 第 17 条 (選出方法)
- 役員は、他の役員及び会計監査を兼ねることができません。
- 第 18 条 (任務)
- 役員は任務は次のとおりです。
- 会長はこの会を代表し、会務をまとめます。また、各種委員会で選出された委員長・副委員長を会長名で委嘱し役員と校長に報告します。
 - 副会長は、会長を助け会長が不在の場合その任務を代行します。また、会長が欠員となった場合は副会長が昇格します。
 - 書記は総会・運営委員会などの通知や議事の記録をするとともに、必要な連絡・調整と文書の保管をします。
 - 会計は、総会で決定した予算に基づいてすべての会計事務を処理し、監査を経た決算報告を総会で行います。

第 4 章 会 計

第 19 条 (経費)
本会の経費は、会費をもってあてます。会費の額の決定は総会の承認を得なければなりません。

第 20 条 (会費)
会費は1世帯あたり年額2,000円とします。
会費は運営委員会の承認を得て会長が減免することができます。

第 21 条 (使途)
本会の金銭その他の財産は、第3条の目的達成のため以外に支出または使用してはいけません。

第 22 条 (歳出入)
1. 各会計年度における歳出はその年度の歳入で行います。
2. 会費以外の収入は、その年度内に本会計に繰り入れます。

第 23 条 (会計年度)
本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第 24 条 (特別会計及び慶弔費)

1. 特別会計

(1) 必要に応じて、特別会計を設けます。その場合は、
予算委員会承認を得ます。

(2) 特別会計は、本会計とは別に収支決算を行います。

2. 慶弔費

(1) 弔事があった時は弔意を表します。具体的な金額においては
細則で定めます。

第 5 章 会 計 監 査

第 25 条 (監査委員)
この会の会計を監査するために、3名の会計監査委員をおきます。
選出については細則で定めます。

第 26 条 (任務)
会計監査委員はこの会の会計を年度末に監査を行い総会で報告しなければなりません。

第 6 章 改 正

第 27 条 (本則の改正)
 この規約は、総会で出席者の 3分の 2以上の同意により改正することができます。但し改正案は、全会員に通知しておかなければなりません。

第 28 条 (細則の改正)
 細則は運営委員の 3分の 2以上の同意により改正することができます。但し、改正された項目については、次期総会に報告するものとします。

付 則

この規約は平成9年4月1日より施行します。

平成20年4月1日	第1章	第2条	
	第2章	第7条・第8条	
	第3章	第17条	2.
	第4章	第23条	改正
平成25年5月27日	第1章	第6条	1. 改正
平成26年5月26日	第3章	第15条	改正
平成28年5月23日	第4章	第25条	改正
平成29年5月22日	第3章	第14条	2. 改正
	第4章	第19条	改正
平成31年5月27日	第3章	第15条	改正
令和2年11月24日	第2章	第7条	
	第6章	第26条・第27条	改正
令和4年5月23日	第1章	第5条	改正

さい そく 細 則

だい 1 しょう そう そく 第 1 章 総 則

だい 1 じょう ぎけつけん
第 1 条 (議決権)
議決権は、会員1世帯について1票とします。

だい 2 しょう き こう 第 2 章 機 構

だい 2 じょう そうかい
第 2 条 (総会)
総会では、次のようなことをします。

1. 新役員の承認及び就任
2. 前年度活動報告
3. 前年度決算報告
4. 新年度計画と予算案の審議・決定
5. その他

だい 3 じょう うんえいいんかい
第 3 条 (運営委員会)
運営委員会では、次のようなことをします。

1. 各委員会の企画・活動についての検討
2. 総会に提出する議案や議事日程の作成
3. 必要と認められた場合に特別委員会を設けることと、その委員長・副委員長の出席の可否
4. 細則の制定改廃
5. その他、全会員より委任された事務の処理
6. 新役員の承認(4月をもって就任)

だい 4 じょう いいん せんしゅつ
第 4 条 (委員の選出)
すべての委員を兼ねる事はできませんが、委員が決まらない場合のみ、立候補者が他の委員との兼務を申し出ることは可能とします。しかし、いずれの委員も委員長・副委員長・会計・書記を兼務することはできません。

1. 学年委員は、1～6学年から各6名ずつ選出
広報委員は、4,6年から各6名ずつ選出
2. 校外委員は、各地区から選出
3. 教職員会員は、いずれかの委員会に所属するものとします

- 第 5 条 (委員長・副委員長・会計の選出)
各委員会の委員長・副委員長・会計は、委員の互選によって決められます。

第 3 章 役員

第 6 条 (選出委員会)

- 規約第17条および第25条に基づき、役員・会計監査の選出のための委員会を設置し、これを選出委員会と称します。
選出委員会は次のとおりです。
 - 3,5年の各学年より3名ずつ、教職員の中より2名の委員を選出します。また、本部役員より次年度選出委員を選出します。
 - 前年度3学期にて委員会を構成し新年度より活動を始めます。
委員長1名・副委員長1～2名・会計1名
 - 委員会は発足後ただちに委員の氏名および委員会構成を全会員に報告します。
- 選出委員会の活動は、次のとおりです。
 - 役員立候補の募集と活動内容の説明
 - 運営委員会にて役員立候補の承認と決定
- 候補者については渋谷小学校PTAの会員とします。
- 役員のうち、内定していない役職について役員候補者を選出し、互選により決めます。
 - 選出委員会の委員長・副委員長は選出の対象から除きます。
また、選出委員で役員候補に選出された人は選出委員を辞任します。この場合辞任者の母体から必ず補充します。
 - 年度末最終運営委員会の承認を得て決定。
- 教職員の書記・会計については新年度始めに教職員の中から選出されます。
- その他役員推薦選出に関する細部については、選出委員会に一任されます。

第 4 章 会 計

第 7 条 (会費)

1. 会費の徴収は、5月・9月の集金日在籍世帯あたりとします。

第 8 条 (会費の徴収方法)

1. 会費の徴収は、年2回(5月・9月)担任が回収し、本部が集計します。
2. 会費は、在籍児童数にかかわらず、1世帯あたりとします。
3. 一旦納入した会費は、原則として返却しません。

第 9 条 (予算の編成)

1. 予算案の決定は、運営委員会と各委員会の会計係との審議によって決めます。但し、予算案作成については、本部会計が、最終的なまとめの責任を負います。
2. 予算案の編成については、各委員会の会計係が、この会の予算編成委員として、これにあたります。

第 10 条 (会計の処理)

1. 会計帳簿は、収入内訳簿・支出内訳簿の2種類とします。
2. 上記の各種帳簿類の記載は、すべて証票をもとに行います。
3. 通帳は、すべて保管することとします。

第 11 条 (予算の支出)

1. 請求日及び支払日は本部会計の指定した日とします。
2. 本部会計は、提出された請求書を確認しなければいけません。本部会計の確認印のない請求書については予算の支出はできません。
3. 予算の支出については、会長の承認により本部会計が行います。
4. 特別会計については、本部会計がその収支を報告することにします。
5. 弔事があつた時は、会員5,000円、児童5,000円の弔意を表します。

第 5 章 そ の 他

第 12 条 (その他)

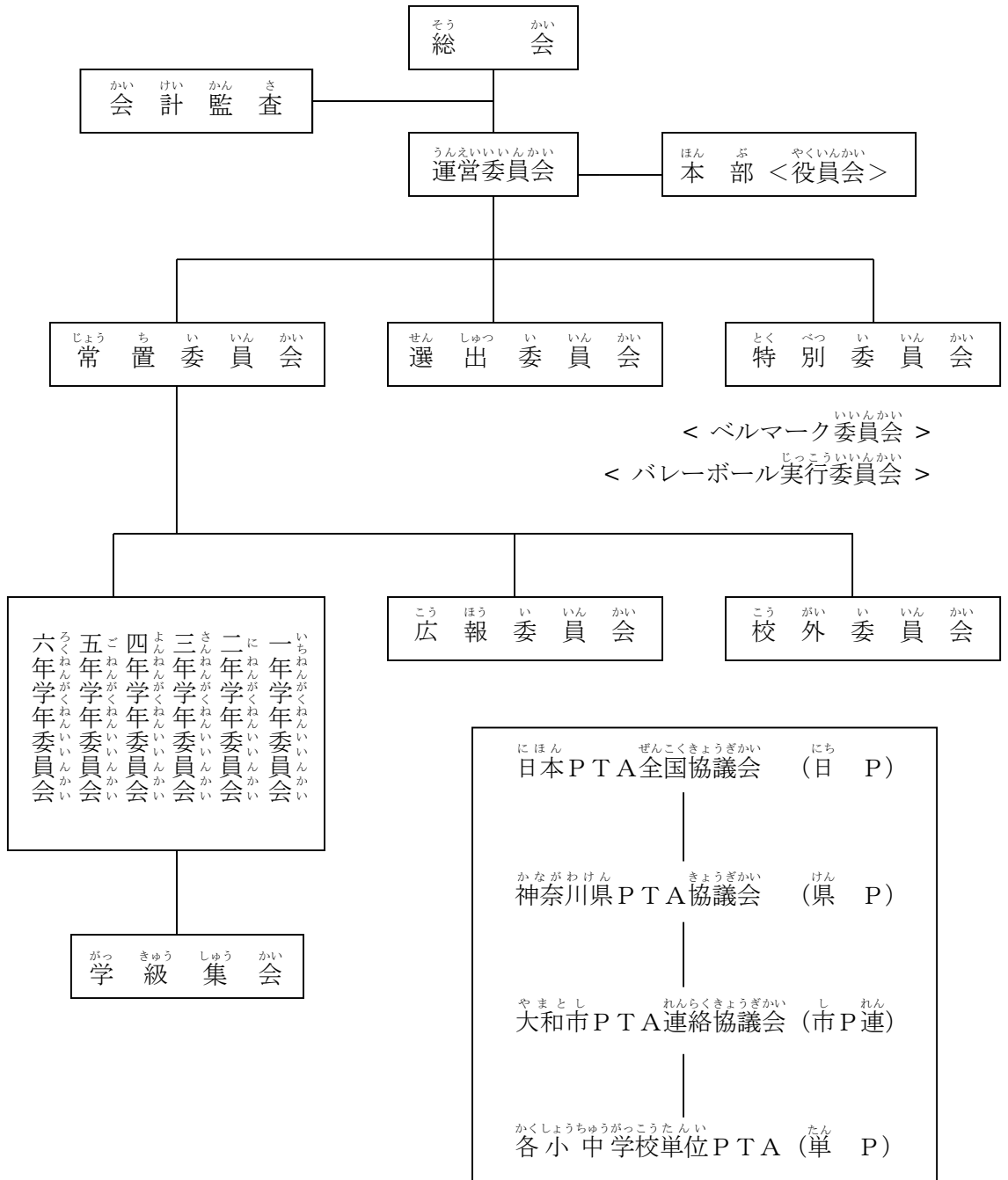
その他、必要な事項はすべて運営委員会の議決を得るものとします。

付 則

この細則は、平成9年4月1日より施行する。

平成13年	1月16日	第3章	第6条	1. (1)	改正
平成18年	2月21日	第2章	第4条	2.	
		第4章	第8条	1.	改正
平成20年	2月20日	第1章	第4条		
		第1章	第4条	4.	
		第1章	第11条		改正
平成24年	2月17日	第4章	第7条	1.	
		第4章	第8条	1.	改正
平成25年	5月27日	第2章	第2条		
		第2章	第6条	4.	改正
平成28年	2月12日	第2章	第4条	1.	
		第3章	第6条	1. (1)	改正
平成28年	7月12日	第2章	第3条	6.	
		第2章	第4条		
		第3章	第6条	1. (2)	
		第3章	第6条	2. (1)	
		第3章	第6条	4. (3)	
		第4章	第10条	1.	改正
平成30年	2月9日	第2章	第4条	1.	
		第3章	第6条	1. (1)	改正
平成31年	2月8日	第3章	第6条	1. (1)	改正
令和2年	11月24日	第2章	第4条	1.	
		第3章	第6条	1. (1) (2)	
		第4章	第8条	1.	改正
令和4年	5月23日	第3章	第6条	1.	
		第3章	第6条	2. (1)	
		第3章	第6条	7.	改正

し ぶ や し ょ う が つ こ う そ し き ず
 渋谷小学校 P T A 組織図



P T A の 手 引 き

澁谷小学校 P T A の 組 織 ・ 運 営

総 会

- * 総会は、全会員で構成され、この会の最高議決機関で、次のような総会があります。
 - ・ 定期総会 …… 新役員・会計監査の承認及び就任
前年度活動報告と決算報告の承認
 - ・ 臨時総会 …… 緊急の規約改正や役員人事等の審議・承認
新年度活動計画と予算案の審議・承認

◎学級集会

- * 学級担任と保護者全員とで話し合う集会で、その中で提起された問題が、PTA活動の土台となります。

◎学年集会

- * 単一学年または、複数学年で共通の問題を話し合う為や、教育についての理解を深め、親睦をはかる為に開く集会です。
- * 必要に応じ、日時・場所・内容を各学年の学年委員とその対応学年の教師が相談して開催します。
- * 前年度3学期にてPTA活動を進めるための学年・広報・選出・ベルマークの各委員を選出します。
(事前に委員選出意向調査票で、各会員の意向を調査します。)

委 員 会

常置委員会

- * 常置委員会は各学年や各地区から選出されたP委員と教職員から選出されたT委員で構成されます。
澁谷小学校PTAには、現在次の常置委員会があります。
 - ・ 学年委員会 (各学年から6名選出)
 - ・ 広報委員会 (4・6年の各学年から6名選出)
 - ・ 校外委員会 (各地区から選出)
- * 年度始めの委員会で常置委員の中から、委員長・副委員長・

会計を互選により決めます。委員長・副委員長が中心となつて、各委員会の問題提起や活動計画及び活動報告を行うとともに、運営委員会の内容を各委員会で委員に報告します。

* 年間の活動計画を話し合つて決め、活動に見合った経費を委員会予算として計上します。

学年委員会

- * 各学年の学年委員が集まって開く委員会です。
- * 一学年または、複数学年で教育の理解と親睦をはかります。
- * 学年委員は、学級担任との連絡を密にし、学級PTA会員相互の交流をはかります。
- * 1～5年の学年委員は、主に運動会に向けての準備、当日の仕事をを行います。
- * 6年の学年委員は、卒業に関する行事を立案し、実施します。

広報委員会

- * PTAの活動を、全ての会員に知らせる広報活動を行うと同時に、会員相互の意見交換、提案の場とします。
 - ・広報誌の編集・発行
 - ・会員にPTA活動をより深く知らせるとともに、問題提起や会員の声を取り上げ、PTA活動を活性化させる広報活動を行います。

校外委員会

- * 児童の校外活動の安全と福祉をはかる委員会です。
 - ・校外地区別登校班連絡網を作成します。
 - ・児童の校外生活の安全は、生活指導だけでは、十分果たされるものではありません。学校・地域（自治会等の団体や交通指導員等の組織）との連携を図りながら、次のような活動を行います。
 - ◎ 子どもたちの健全な育成を図るため、地域環境の整備活動及び学習活動。
 - ◎ 通学路の危険箇所の点検と、その対策及び連絡機関へ要望書の提出
 - ◎ 夏休みの校外活動、諸行事（計画案を運営委員会に提出します。）
- * 委員の中より委員長1名、副委員長3名、会計1名を決めます。

選出委員会

- * 次年度の会長・副会長・書記・会計を選ぶ委員会です。
- * 構成メンバー
 - ・3,5年の各学年から3名
 - ・教師より2名
 - ・平成30年度より、本部役員は次年度選出委員となります。
- * 委員の中より、委員長1名・副委員長1~2名・会計1名を互選により決めます。
 - ・候補者の選出活動については、役員立候補者を募集し、役員の方針や活動内容を説明後、運営委員会の承認を得て決定します。
 - ・現本部役員との顔合わせを設定します。
 - ・立候補がない場合は、会員の中から推薦し、それをもとに候補者を選出していきます。

☆ 各委員会は、次年度の参考となるよう、できるだけ詳しい活動記録を残します。引き継ぎはPTA活動の継続にとって大切なことです。

運営委員会

- * 総会に次ぐ議決機関で、PTAの組織を維持・発展させるために必要な中枢機関と言えます。
- * 構成メンバー
 - ・役員、常置委員会、選出委員会、特別委員会、校長、教頭、教務、会計、またはそれに代わる人によって構成されます。
- * 定例とし、年8回程度開催
- * 話し合うこと
 - ・各委員会の企画・活動についての検討
 - ・各委員会などで出されたPTA全体にかかわる事項の検討
 - ・総会に提案する議案や議事日程の作成
 - ・特別委員会の設置
 - ・細則の改廃
- * 活動
 - ・常に委員の意志を反映させる活動を心掛ける。
- * 報告
 - ・運営委員会だより「ひろば」等により、運営委員会で話し合われたことを全会員に報告します。

やく いん かい
役員会

- * 構成メンバー
かいちょう ふくかいちょう しよき かいけい こうちよう きょうとう きょうむ
会長・副会長・書記・会計・校長・教頭・教務
- * PTA活動に伴う諸問題を検討・整理し、原案を作成し運営
委員会に提案します。
- * 役員は、会を代表して他の団体と折衝したり、各種行事に
参加したりします。

とくべつ いん かい
特別委員会

- * 特別の行事や特別に検討すべき事項等が生じ、運営委員会が
必要と認めたとときに組織されます。
 - ・ バレーボール実行委員会
バレーボール参加者の中から実行委員を決め、大和市PTA連絡
協議会（市P連）と学校のパイプ役となり、運営委員会又は
本部に報告します。
 - ・ ベルマーク委員会
1,2年の各学年から3名を決め、ベルマークの回収・
集計をし、学校と相談して、備品の購入にあてます。
委員の中より委員長1名、会計1名を決めます。

てび
PTAの手引き

じょうちいいんかい
常置委員会
せんしゅついいんかい
選出委員会
うんえいいんかい
運営委員会
とくべついいんかい
特別委員会

かいせい
改正

会の運営経費

会費

- * 会費は、1世帯あたり年額2,000円です。
- * 会費は、運営委員会の承認を得て、会長が減免することができます。
- * 一旦納入された会費は、原則として返却しません。
- * 会費は、年2回（5月、9月）担任が回収し、本部が集計します。

会計

- * 各委員会の会計は、金銭出納帳を作成し記載します。
- * 各委員会の会計は、本部会計の指定した請求日に規定の請求書を提出します。
この場合、すべて業者の領収書または、レシートを添付します。交通費・通信費等で、領収書が発行できないものに関しては請求書（本部会計の捺印）で領収書の代わりとします。
- * 本部会計は、各委員会の会計から提出された請求書をもとに支出します。
- * 本部会計は、予算委員会で承認を得た上で設けます。
- * 特別会計は、本会計とは別に収支決算を行い、本部会計がその収支を報告します。
- * 特別会計の支出については、運営委員会で検討します。

会計監査

- * 会計監査委員の3名が、会の会計を監査し、総会で報告します。

委員意向調査票について

委員選出意向調査票

- * 意向調査票は、あくまでも委員をスムーズに決める為の手段です。会員一人ひとりの協力が必要となります。
- * 意向調査票は、児童一人につき一枚作成し、次年度の希望委員を記入し、毎年12月に担任の先生に提出します。

基本的な PTA の目的・性格

(渋谷小学校PTAの目的・活動については規約に記載してあります。)

1. PTAの目的

PTAは、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実を図るための、会員相互の学習その他必要な活動を行う団体です。

《「父母と先生の会 (PTA) のあり方について」(1967年社会教育審議会報告より)》

PTAはどのような活動を目指す団体かを大別すると、次のとおりです。

- ① PTAは、子どもの育成団体です。
- ② PTAは、成人教育の場です。
- ③ PTAは、学校の協力機関です。
- ④ PTAは、子どもの育成の世論形成集団です。

2. PTAの性格

PTAの性格について、その特色をまとめてみると、次のとおりです。

- ① PTAは、学校を機縁とする成人の団体であり、「児童の保護者」と「学校教育の専門家であるその学校の教師」で構成されます。
- ② PTAは、社会教育団体であり、民主的な規約により運営される非政党、非宗教、非営利的な教育事業を行う自主独立の任意団体です。
- ③ PTA会員は、学校区に居住しているため、地域社会の中での協力体制がとりやすく、地域社会の世論的形成機能を持っています。
- ④ PTA会員は、職業・年齢・社会的立場などにおいて多様性を持ち、広い視野から周知を集めることができます。
- ⑤ PTAは、学校教育が円滑に行えるよう努力しますが、学校運営について干渉しません。

ゆらい P T A の 由来

PTAは、1897年にアメリカのワシントンで、アリス・マックリン・バーニー夫人の「どうしたら母親達がよりよい教育を受け、国民が子どもの大切さを本当にわかるようになるのか、そうだ！全国母親会議を作ろう。」という動機と、その後援者ハースト女史の経済的援助によって誕生しました。

バーニー夫人の手記にある「その舞台は全世界でありその組織は全人類である。」という有名な言葉にそって、以後この会議は名称を変えながらも、宗教、人種、地位、境遇を越え、全ての子、親、家族の幸せを目指して、着々と発展し今日に至っています。

日本におけるPTAの誕生は、1946(S21)年、アメリカの教育使節団の報告の中で、日本の教育の民主化のために、PTAに関する勸奨が行われたことと、同年文部省がPTA普及について積極的奨励したことに端を発します。

- | | |
|-------------|--|
| 1947(S22) 年 | 文部省が「父母と先生の会—教育民主化への手引き—」によりPTA結成を呼びかける。 |
| 1948(S23) 年 | 文部省が「父母と先生の会 (PTA) 参考規約」作成 |
| 1949(S24) 年 | 社会教育法が設定され、PTAは社会団体と位置付けられる。 |
| 1952(S27) 年 | 日本PTA結成大会開催。全国的な組織になる。 |
| 1954(S29) 年 | 文部省が「小学校PTA参考規約」を配布する。 |
| 1967(S42) 年 | 社会教育審議会が、「父母と先生の会 (PTA) のあり方について」報告。これを契機に、PTAのあるべき姿について根本的な見直しが活性化する。 |

今、PTAは複雑多様化した社会の中で、子どもたちを取り巻く教育の諸問題、会員に意識の高揚をどう図っていくかの問題、さらに、生涯学習社会における社会教育関係団体として、家庭・地域とどう連携を深めていくかという問題等を中心にして、PTAの目的、その運営や活動のあり方等、基本的問題について再検討を加え、PTA本来のあり方を求め、充実を図って行くことが必要となっています。

やまとしりつしぶやしやうがっこう こじんじやうほうとりあつかいきそく 大和市立渋谷小学校PTA個人情報取扱規則

やまとしりつしぶやしやうがっこう きやくだい じやう やまとしりつしぶやしやうがっこう
大和市立渋谷小学校PTA規約第5条に基づき、「大和市立渋谷小学校PTA
こじんじやうほうとりあつかいきそく い か とお くだ
個人情報取扱規則」を以下の通り定めます。

だい じやう
第 1 条 (管理)
この個人情報取扱規則は、大和市立渋谷小学校PTA（以下、「本会」という。）
が保有する個人情報適切な取扱いと PTA活動の円滑な運営を図り、
かいいんこじん けんり りえき ほご もくてき やくいんめいほおよ た
会員個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の
個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の
とりあつかい くだ
取扱いについて定めます。

だい じやう
第 2 条 (責務)
本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動における
個人情報の保護に努めます。

だい じやう
第 3 条 (管理責任者および取扱者)
本会における個人情報データベースの管理責任者はPTA会長とし、取扱者
は教職員とPTA本部役員及び各委員会の委員とします。

だい じやう
第 4 条 (秘密保持義務)
個人情報データベースの管理者及び取扱者は、職務上知ることができた
個人情報を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しません。そ
の職を退いた後も同様とします。

だい じやう
第 5 条 (収集)
本会が個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を
明示します。なお、病歴、障害、医師等からの指導・調剤情報などを
収集する場合は、これもあらかじめ本人の同意を得ます。円滑なPTA活動
を行うため以下の情報を取得することがあります。

- (1) 会員の氏名・住所・連絡先（電話番号、メールアドレス等）等
- (2) 会員の子どもの氏名・クラス・出席番号等
- (3) 会員や会員の子どもの写真等

第 6 条 (利用目的)

取得した個人情報、次の目的のために利用します。また、大和市長立渋谷小学校と利用目的の範囲内で共同利用することがあります。

- (1) PTA活動に必要な名簿や連絡網の作成及び運用
- (2) PTA活動における連絡や文章（メールを含む）の送付
- (3) 会費の集金や管理および本会が加入する保険手続きに関する事項
- (4) おたよりや広報誌への写真や氏名の掲載
- (5) 役員のおすすめ活動
- (6) 大規模災害等、会員の人命や安全に関わる際の情報共有

第 7 条 (個人情報の利用制限)

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱いしません。

第 8 条 (管理)

個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理をします。また、電子媒体や用紙等に保存・記載された個人情報は専用の袋で保管し、原則鍵のついた棚等で管理を行い、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄します。

第 9 条 (保管及び持ち出し等)

個人情報を取扱う電子機器・電子媒体は、ウィルス対策ソフト（セキュリティソフト）を入れることやOS（WindowsやmacOSやAndroid等）を最新の状態に保つこと、ファイルにパスワードをかける等、適切な状態で管理します。個人情報を持ち出す場合は必要最低限の情報のみとし、第三者が入手することや閲覧がないように十分配慮します。

第 10 条 (第三者提供の制限)

本会の取扱う個人情報は次にあげる場合を除き、事前に定めのない第三者には提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 11 条 (情報開示等)
本会は、本人から個人情報の開示・利用停止・追加・削除を求められた時は、法令に沿ってこれに応じます。

第 12 条 (漏えい時等の対応)
個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告します。

第 13 条 (研修)
本会は、PTA役員及び委員に対して、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとし、研修実施が難しい場合は、研修資料を提供する等して周知します。

第 14 条 (苦情の処理)
本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めます。

第 15 条 (改正)
本会の「大和市立渋谷小学校PTA個人情報取扱規則」は、役員会を経て運営委員会の3分の2以上の同意により改正することができます。また、改正・改廃した場合は次期総会において報告します。

付 則

本規則は、令和4年5月23日より施行します。

